



暴力問題への対応

○暴力とは

「自己の児童生徒が故意に有形力（物理的な力）を加える行為をいい、暴力の対象により「対教師暴力」「児童間暴力」「対人暴力」学校の施設・設備の「器物破損」に分けられる。

【文部省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査より」】

○校内暴力についての基本的な考え

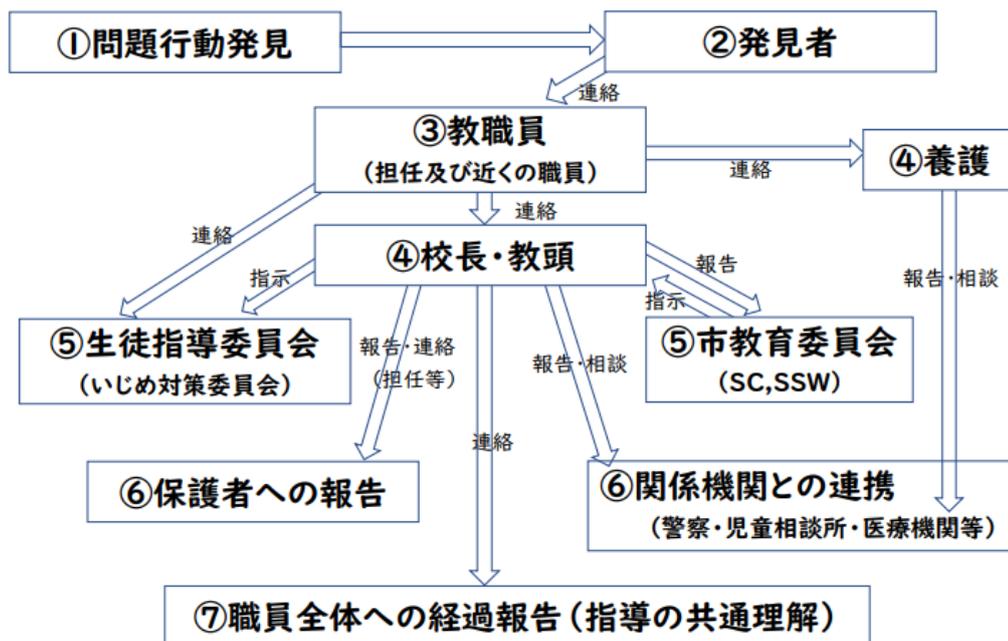
学校は安心・安全が保てている場でなければならない。暴力は、相手の体と心を傷つけ取り返しのつかない大きなケガを生じさせ、場合によっては生命の危機にもつながるものである。

学校においては、児童が安心して生活できる環境を維持していくためにも、自他ともに大きく傷つく暴力を自制し適切な言動ができるように、指導の充実を図っていくことが必要である。

そこで、児童間のトラブルから暴力に発展することもよくあることから、日常の中にあるからかいやふざけ行為であっても注意深く把握し、そこに暴力の芽があるとして暴力の未然防止にむけた取組を重視していく。

○発生した暴力問題については以下の内容をふまえ、組織的かつ保護者や関係機関との連携を大切にされた対応をとる。

暴力発生の原因としては、児童の特性や発達課題における困り感、児童の個人を取り巻く家庭・学校・社会環境に至る様々な要因が考えられることから、日常の児童の様子をよく観察し、表情・態度等より個の変化を把握するよう努める。児童の状況の変化について情報共有する。



発生時の対応時の注意事項

- ・発生を目撃したり連絡を受けたりした教職員は、被害児童の応急手当を最優先とする。
- ・緊急性や軽重などを判断した迅速な対応（複数の教員による対応）を行う。
- ・けが具合を確認する。症状によっては救急搬送する。
- ・警察等関係機関と連携した迅速な対応が必要になる場合は、被害者に付き添う教職員と加害者に関わる教職員に分担して対応する。
- ・生徒指導担当や担任等は、加害児童や被害児童、まわりにいた児童から暴力行為に至った経緯や暴力の状況について聞き取るなどして正確な事実関係を把握する。聞き取りは、複数の教員で慎重に行い、記録を取る。
- ・加害児童の心身の落ち着き具合を確認し、二度と暴力をふるわない約束をした上で、被害児童の心情に配慮しながら、加害児童を教室に戻すタイミングを判断する。
(暴力を繰り返す傾向にある場合には、別室登校等も含めた予防のための手立てを保護者とともに考え取り組む。)
- ・関係児童のケアにあたるとともに、まわりにいた子どもたちへの指導やケアを行う。
- ・保護者へ、あった事実とともに指導内容とその時の児童の反応を伝え、家庭における指導を依頼する。
- ・一定期間その後の児童の努力を見守る。保護者への学校生活の様子の共有を続ける。

- * 以下の場合は、教育委員会への報告とともに警察・児童相談所等の関係機関へ早急に報告する。
 - ・刃物など凶器を用いて他者を負傷させた場合
 - ・重大な児童間暴力、対教師暴力が発生した場合
 - ・その他緊急対応が必要となるとき。

※ 「筑紫小学校暴力問題への対応」は、必要に応じ、見直し・改善を行います。